

① 特定事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十二(三) 平三十・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定事業再編計画の認定を受けた日	1	平	・	・	翌	期首特定事業再編投資損失準備金の金額	12	円
特定事業再編実施日	2	平	・	・		期	均等益金算入額の計算 基準事業年度等の終了の日における特定事業再編投資損失準備金の金額	
当期積立額	3				繰		均等益金算入額 (13) × $\frac{36, 48 \text{ 又は } 60}{36, 48 \text{ 又は } 60}$	14
積立	最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式等の取得年月日	4	平	・		越	同上以外の場合による益金算入額	15
	同上の特定株式等のうち期末に有するものの帳簿価額	5			計 (14) + (15)		16	
限	当期において取得した特定株式等の取得年月日	6	平	・	算	当期積立額のうち損金算入額 (3) - (11)	17	
	同上の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額	7				期末特定事業再編投資損失準備金の金額 (12) - (16) + (17)	18	
の	計	8			貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特定事業再編投資損失準備金	19	
						差引 (19) - (18)	20	
算	の	9			当期以前分	貸借対照表の取崩不足額 (16) - ((3) - ((19) - 前期の(19)))	21	
						当期に生じた差額の合計額 (11) + (21)	22	
積立限度超過額	11				前期末における差額 (前期の(20))	23		

別表十二（三）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が平成29年改正法附則第68条（特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成29年改正前の措置法（以下「平成29年旧効力単体措置法」といいます。）第55条の3（特定事業再編投資損失準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成29年改正法附則第83条（連結法人の特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成29年改正前の措置法（以下「平成29年旧効力連結措置法」といいます。）第68条の43の3（特定事業再編投資損失準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「最初特定事業再編実施日前から引き続き有している特定株式等の取得年月日4」及び「同上の特定株式等のうち期末に有するものの帳簿価額5」の各欄は、平成29年旧効力単体措置法第55条の3第1項第1号又は平成29年旧効力連結措置法第68条の43の3第1項第1号に規定する最初特定事業再編実施日を含む事業年度又は連結事業年度以外の事業年度又は連結事業年度にあっては、記載を要しません。

3 「期首特定事業再編投資損失準備金の金額12」には、当期首現在の税務計算上の特定事業再編投資損失準備金の金額を記載します。

4 「均等益金算入額¹⁴」は、次により記載します。
$$\frac{(13) \times}{36, 48 \text{又は} 60}$$

- (1) 目標到達期間の月数（平成29年改正措置法令附則第20条（特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成29年改正前の措置法令第32条の4第2項第1号（特定事業再編投資損失準備金）又は平成29年改正措置法令附則第27条（連結法人の特定事業再編投資損失準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成29年改正前の措置法令第39条の72の3第1項第1号（特定事業再編投資損失準備金）に規定する目標到達期間の月数をいいます。(2)において同じ。)が48未満である場合には、「、48又は60」を消します。
- (2) 目標到達期間の月数が48以上60未満である場合には、「36、」及び「又は60」を消します。
- (3) (1)及び(2)の場合以外の場合には、「36、48又は」を消します。
- (4) 分子の空欄には、当該事業年度の月数又は当該連結事業年度の月数を記載します。